

○聖籠町議会議員及び長の選挙公報の発行に関する規程

昭和 5 8 年 7 月 1 日

選管規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、聖籠町議会議員及び長の選挙公報の発行に関する条例（昭和 5 8 年条例第 2 3 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めることを目的にする。

(掲載文の申請)

第 2 条 候補者が条例第 2 条の規定により掲載文の掲載を申請しようとするときは、選挙の期日の告示があった日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までに行わなければならない。

2 掲載文の申請は、別記第 1 号様式の申請書に、別記第 2 号様式 of 用紙（聖籠町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認知することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）に記載し、又は記録した掲載文を添え、町委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前 6 箇月以内に無帽、正面向、上半身を撮影した手札型とし、書面により掲載文を提出するときは、当該写真の裏面に氏名を記載しなければならない。

(掲載文の作成)

第 3 条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

2 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類以外のものを記載し、又は記録してはならない。

3 氏名・政見等記載欄には、候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 8 9 条第 5 項の規定により同令第 8 8 条第 8 項を準用する場合にあつてはその通称）を記載し、又は記録しなければならない。

4 氏名・政見等記載欄に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、おおむね 2 分の 1 を超えてはならない。

5 写真掲載欄以外には、写真を使用することができない。

(掲載文の訂正)

第 4 条 町委員会は、条例第 2 条及び前条の規定に違反した掲載文の申請があつたとき、又

は記載され、若しくは記録された文字が著しく小さく印刷が不鮮明になるおそれあるときは、候補者に対し期限を付して当該記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、町委員会は、必要な訂正をすることができる。

3 町委員会は、第2条の規定により添付する候補者の写真を写真掲載欄に使用するときは、候補者の顔の大きさが均等になるように加工することができる。

(掲載文の撤回又は修正)

第5条 候補者がすでに提出した掲載文を撤回しようとするときは、別記第3号様式による申請書を、これを修正しようとするときは、別記第4号様式による申請書に別記第2号様式の用紙に新たに記載しなおし、又は記録しなおした掲載文を添えて、町委員会に提出しなければならない。

2 第1項の規定による申請書は、第2条第1項の規定による申請期間経過後においては、これを行うことができない。

3 町の委員会委員長（以下「町委員長」という。）は、第1項の規定による掲載文の撤回又は修正のため、選挙公報の発行が遅延すると認めるときは、原文のままこれを掲載するものとする。

4 第1項の規定による場合のほか、一旦提出した掲載文は、事由のいかんを問わずこれを返却しないものとする。

(掲載順序の決定)

第6条 選挙公報の掲載順序は、委員会が告示で定めた日時及び場所において、町委員長又はその命を受けた者がくじで定める。

2 前項のくじを行う場合において、条例第3条第3項の規定による候補者又はその代人が所定時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、町委員長又はその命を受けた者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から2人に達するまでの立会人を選任し、くじに立ち合わせなければならない。

(選挙公報の体裁)

第7条 選挙公報は、黒色刷りとし、その様式、活字の種類その他印刷の体裁は選挙のつど町委員長が定める。

2 掲載文がその文字の配置その他の事由によって、前項の規定により定めた選挙公報掲載文の登載欄に登載できない場合には、町委員長はその配置を替えることができる。

(使用活字)

第8条 町委員長は、掲載文に用いてある漢字が常用漢字（常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲げる漢字をいう。以下同じ。）以外のものである場合において印刷所における活字の保有状況等によってその漢字を使用できないときは、当該漢字を常用漢字に替えることができる。

（候補者でなくなった場合）

第9条 選挙公報掲載申請者が死亡し、又は候補者でなくなったとき（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第91条又は法第103条第4項の規定に該当する場合を含む。）においても、選挙公報の印刷に着手し、町委員長において削除することができないと認めたときは、その者の申請した掲載文も掲載して発行するものとする。

2 選挙公報の発行前において、選挙公報1枚に掲載した候補者全部につき前項の事由が生じたときは、その発行は中止する。

（選挙公報の余白利用）

第10条 町委員長は、選挙人に周知させるため特に必要と認める注意事項又は棄権防止等に関する標語等を選挙公報の余白に掲載することができる。

（選挙公報の訂正）

第11条 選挙公報に誤りがあったときは、町委員会は告示によりこれを訂正することができる。

（その他必要な事項）

第12条 この規程に定めるもののほか、選挙公報の発行に関して必要な事項は、そのつど委員会が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月30日選管訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日選管規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月15日選管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式(選挙公報掲載申請書様式)

選挙公報掲載申請書

別紙記載のとおり、
年 月 日に行われる
選挙における選挙公報に掲載願いたく掲載文及び写真を添えて申請
いたします。

年 月 日

(ふりがな)

候補者 氏 名

連絡場所

(電話)

聖籠町選挙管理委員会

委員長 氏名 様

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第2号様式（選挙公報掲載文原稿用紙）

聖籠町 選挙
公報用原稿用紙

第3号様式(選挙公報掲載文撤回申請書様式)

選挙公報掲載文撤回申請書

年 月 日に申請しておきました選挙公報の掲載文は撤回したいので申請いたします。

年 月 日

住所

(ふりがな)

候補者 氏 名

聖籠町選挙管理委員会

委員長 氏名 様

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第4号様式(選挙公報掲載文修正申請書様式)

選挙公報掲載文修正申請書

年 月 日に申請しておきました選挙公報掲載文を別紙のとおり修正したいので修正文を添えて申請いたします。

住 所

(ふりがな)

候補者 氏 名

聖籠町選挙管理委員会

委員長 氏 名 様

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

第 1 号様式（選挙公報掲載申請書様式）

第 2 号様式（選挙公報掲載文原稿用紙）

第 3 号様式（選挙公報掲載文撤回申請書様式）

第 4 号様式（選挙公報掲載文修正申請書様式）